

成田市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1. 成田市子ども・子育て支援事業計画について

①計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度から令和2年度を対象期間とした第1期計画に引き続き、第2期計画を令和2年3月に策定した。

■子ども・子育て支援法（抄）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

②計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

③計画の体系

第1章 計画策定の趣旨

第2章 成田市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の展開

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第6章 計画の推進に向けて

④計画で定めるべき事項

- 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

2. 中間年における計画の見直しについて

①見直しの指針について

○計画策定後に、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画策定時に定めた量の見込みと大きくかい離している場合には、計画の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うこと。

(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年7月2日告示 内閣府告示第159号))

○計画の見直しを行うべき基準(内閣府事務連絡)

- ・量の見込みと実績が10%以上かい離している場合
- ・令和4年度末以降も引き続き保育所などの受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
- ・年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

②本市における中間見直しの方向性

保育定員の確保や地域子ども・子育て支援事業に係る計画が記載されている「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の数値について、令和2年度から令和4年度の支給認定者数、人口等を調査の上、実態に合わせる形で修正し、見直しを行う。

③今後のスケジュール

教育・保育施設に係る見込み量及び地域子ども・子育て支援事業に係る見込み量について分析を行い、見直しの方向性について、10月から11月頃に開催される第2回子ども・子育て支援部会で報告する。その場での指摘事項をふまえて計画の見直しを行い、来年3月の第3回子ども・子育て支援部会にて見直し案を提示予定。